

東久留米市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱

令和6年4月1日時点

(目的)

介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から本市介護福祉課へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

- 一 原因等が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 身体不自由又は認知症等に起因するもの
 - (2) 施設の設備等に起因するもの
 - (3) 感染症、食中毒又は疥癬の発生
 - (4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故
 - (5) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合
 - (6) 原因を特定できない場合
- 二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合
 - (1) 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
 - (2) 利用者が経済的損失を受けた場合
 - (3) 利用者が加害者となった場合
 - (4) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。
 - 一 比較的軽易なけがの場合
 - 二 老衰等により死亡した場合
- 3 前2項にかかわらず、本市より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

報告事項は、次のとおりとする。

- 一 報告日
- 二 報告事業所名、所在地等
- 三 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度

四 事故発生時の状況

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 事故の概要（原因、経緯、被害状況等）
- (4) 事故時の対応状況

五 事故後の状況

- (1) 利用者の状況（事故対応後）
- (2) 再発防止への取り組み
- (3) その他

- 2 報告は、介護保険事業者等における事故発生報告書（様式第1号。以下同じ。）により行なう。ただし、途中経過の報告については、これによらないこともできる。また、本条における報告の項目が明記されている書式であれば、代替えて差し支えない。

（報告の対象）

報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が、本市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が本市内の場合とする。

（報告の手順）

事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

一 第一報

- (1) 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第4条第1項第1号から第4号までの内容について、事故報告書により本市介護福祉課に報告する。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行なうものとする。
- (2) 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

二 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第5号の内容を含む最終報告を事故報告書により行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第4条第1項第5号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

（市における対応）

市は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

- 2 対応する事故は、事故当事者が市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ

他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

- 3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。